



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

令和7年度労働保険の 年度更新について

◆期 間

令和7年度の期間は6月2日（月）～7月10日（木）です。申告書は5月末頃に送付される予定ですので、そろそろ準備にかかりましょう。既に、厚生労働省ホームページにはパンフレットや解説動画などが掲載されています（確定保険料の算定に使用する計算支援ツールは更新準備中）。

コールセンター（電話番号：0120-256-376）は、5月29日（木）～7月18日（金）で設置され、9時から17時まで土・日・祝日を除き対応してくれます。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

・通勤手当等の交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）の算入漏れはありませんか？

・パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？

・事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？

・賃金総額について、1,000円未満は切り捨てられていますか？

・保険料・一般拠出金額について、1円未満は切り捨てられていますか？

・各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

◆効率的に手続きをしたいなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため記入漏れや記入ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることがありません。

【厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

【厚生労働省「労働保険の電子申請に関する特設サイト」】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

オンライン面接・録画面接の 注意点は？

近年の生成AI技術の進化は、人事業務全般の効率化と高度化を急速に促進しています。採用面接時の動画を分析するものなどもあり、これからも生成AIの採用活動への導入が進むといわれています。

◆オンライン／録画面接の 注意点

コロナ禍以降、オンライン面接（Web面接）や録画面接が広がっていますが、注意しておきたい点があります。

- ① カメラ越しでは身振り手振りや微妙な表情変化・雰囲気捕捉困難であり、評価精度が低下します。対面に比べ応募者の人柄判断が表面的になりやすくなります。
- ② 機材や通信環境に依存するため、接続トラブルや音声途切れ・映像フリーズが面接の質を低下させます。オンライン面接では、タイムラグが会話リズムを乱すため、面接の質を低下させます。ツール操作に不慣れな面接官／応募者による進行遅延の発生は、印象が悪くしがちです。
- ③ 緊張感が高まり、機器操作への不慣れが応募者のパフォーマンスを阻害します。2022年の調査ですが「マイナビ学生就職モニター調査」によれば、45.4%の学生が録画面接に苦手意識を持っています。録画面接というだけで忌避される可能性があります。
- ④ 録画面接では特に、AI解析時のアルゴリズムバイアスやデータ管理問題

がリスク要因となります。

以上のことから、対面時に比べ情報が制限され人物の本質を見極めにくい、トラブル要素が多いことなどから、重要な判断には対面による面接が必須と考えたほうがよいでしょう。

◆そもそも採用の基準は大丈夫？

しかし、こうした技術的なこと以前に、自社での採用の基準や職場・職務の状況を意識した質問事項がしっかりと作成されており、加えてそれらを面接担当者全員が共通認識として共有できていることは、自社にマッチした人材を採用するための大前提です。採用の精度を上げるためにはソフト面からの見直しも必要です。

6月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

2日

- 労働保険の年度更新手続の開始＜7月10日まで＞
[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票〔事業場〕

